「事業場認定に関する一般方針」の一部改正(案)に関する意見公募の結果について

令和7年9月

＜問い合わせ先＞
国土交通省航空局安全部安全政策課
TEL：03-5253-8111（代表）
（内線50117）

国土交通省では、令和7年7月 24 日から令和7年8月 27 日までの期間において、「事業場認定に関する一般方針」の一部改正（案）に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、7件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみお示ししております。また、本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

別紙

「事業場認定に関する一般方針」の一部改正（案）に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	①　現物確認の事案について ⅰ「遠隔」の定義については特に記述がないがサーキュラー6-019「遠隔地からの領収検査及び監査等の実施指針」における「遠隔地」との違いは何かという疑問が出るので、違いがあれば違いを明確にすべきだし、なければ用語は統一すべきではないでしょうか。 ⅱいつ使用するか(When)。前出6-019の場合はコロナ発生等やむを得ない場合、という感じがあるが、本事案ではその状況が読み取れないので常用も可能ということで解釈してもいいでしょうか。事例で言えば技術指令室に待機している確認主任者が内外支店、或いは場所的には離れている離発着スポットまたは委託先の整備要員(いずれも教育済み)のヘルプを得て確認を実施することでタイパ、コスパの面から通常のものとして手順化する。	ⅰについて 「遠隔」とは離れている状態を指すのに対して、「遠隔地」は物理的に離れた場所を指します。 今般の改正は、法第19条第１項又は法第19条の２の確認を、場所を問わず遠隔で行う場合の基準等を定めるものであることから、原案のままとします。 ⅱについて 現地における現物確認と同等の確認を遠隔で実施できると認められ、かつ、遠隔での現物確認の対象は、当該確認を目視のみにより行うことが可能な保守作業である等の要件を満たす場合には、やむを得ない場合に限らず適用可能です。	無
2	航空機整備改造認定の確認主任者が、現物確認を遠隔により実施する場合の教育訓練が定められているが、確認主任者だけでなく、遠隔による現物確認に関わる全ての者について、その教育訓練を適用すべきではないか	教育訓練の対象について、遠隔による現物確認に直接関わる全ての人員とするよう修正しました。	有

「事業場認定に関する一般方針」の一部改正（案）に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
3	（該当箇所） 4-2 (1)現物確認 「なお、遠隔での現物確認の対象は、当該確認を目視のみにより行うことが可能な保守作業に限ることとし、当該確認にあたり触覚、嗅覚、聴覚などの情報も利用するものは、この対象外とする。」 （意見） 更なる生産性の向上のため、R6年度検討会の取りまとめにあるように、遠隔確認の適用範囲の見直しについて、保守作業での実績を踏まえつつ今後も継続して調査研究を行い、適時適切に反映していくことを要望する。	遠隔による現物確認の対象範囲については、今後の遠隔による現物確認の実績を踏まえて検討することを考えています。	無
	（該当箇所） 4-2 (1)現物確認 「確認主任者が遠隔による現物確認を行った場合には、航空日誌及び整備記録に遠隔による現物確認を行った旨が分かるよう記載すること。」 （意見） 電子航空日誌･整備記録の場合は航空の用に供する前に左記要件どおりに記録可能である。一方で、書面の航空日誌および整備記録を使用する事業者が遠隔で確認を行った場合に当該の機体を航空の用に供する前にその航空機に搭載する航空日誌および現地の整備記録に当該主旨の記録をすることはできないことから、何らかの代替の記録が航空日誌および整備記録と確実に結びつくような仕組みを設定することを求めるものとの理解でよいか、ご教示いただきたい。また、そうであれば、その旨が明確に読み取れる表現への変更を検討いただきたい。	航空法施行規則第142条の規定に基づき、航空日誌を航空機に搭載する必要があります。 このため、遠隔により現物確認を行った場合も適切に航空日誌への署名、航空日誌の管理等を行う必要がありますが、その具体的な方法については、事業者の体制等に応じて変わりうるため、個別に調整する必要があります。	無
	（該当箇所） 4-2 (1)現物確認 「上記事項を含む遠隔による現物確認の具体的な手法や対象とする整備作業等については、業務規程に規定した上で国の認可を受けること。」 （意見） 「具体的な手法や整備作業等」とあるが、「等」には、具体的な手法や整備作業のほかに何を含むと想定されているか明確にしていただきたい。	「等」に含まれる事項は、現物確認の具体的な手法や対象とする整備作業以外で、遠隔により現物確認を行うために業務規程に定める必要のある事項であり、例としては、通信途絶等の発生時の対応や航空日誌への記載方法等が想定されます。	無

「事業場認定に関する一般方針」の一部改正（案）に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
4	(1) 項に「遠隔での現物確認の対象は、当該確認を目視のみにより行うことが可能な保守作業に限ることとし、当該確認にあたり触覚、嗅覚、聴覚などの情報も利用するものは、この対象外とする。」となっているが、「目視のみにより行うことが可能なもの」に限定され「聴覚の情報も利用するもの」には適用できない理由はなにか。 特別な理由がないのであれば「聴覚の情報も利用するもの」にも同様に適用できるよう検討いただきたい。	現物確認にあたり聴覚の情報も利用する作業については、遠隔による現物確認を行う場合に聞こえ方等が現地における現物確認と異なる可能性があることを踏まえ、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」 の最終とりまとめの別添資料において、今後の方向性として、「確認主任者による確認行為が整備規程上等で「目視確認のみ」と整理されているものについては、リモート技術の使用を可能」とされたことから、原案のままとします。	無
	(1) 項に「遠隔での現物確認の対象は、当該確認を目視のみにより行うことが可能な保守作業に限ることとし、当該確認にあたり触覚、嗅覚、聴覚などの情報も利用するものは、この対象外とする。」となっているが、「保守作業」に限定され「修理作業」には適用できない特別な理由があればご説明頂きたい。	遠隔による現物確認の対象作業については、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」 の最終とりまとめの別添資料に基づき、世界的にも国内にも実績がないことから、安全上の配慮として、制度導入当初は比較的耐空性への影響が少なく、また、作業も複雑ではない保守作業に限った運用とするものであり、原案のままとします。 なお、保守を超える整備作業への拡大については、今後の遠隔による現物確認の実績を踏まえて検討していきたいと考えています。	無
5	改正案 4-2(1)項 「確認主任者が遠隔による現物確認を行った場合には、航空日誌及び整備記録に遠隔による現物確認を行った旨が分かるよう記載すること。」 に関しまして、当社は、紙の航空日誌を使用しています。当該保守作業がサテライトのない寄港地で発生し、確認主任者が本島などの遠隔地にいる場合の航空日誌への記載は物理的に不可能であると考えられますが、こういった場合の記載は具体的にどう取り扱うのでしょうか。	電子航空日誌を導入していない場合には、紙媒体の航空日誌を基本としつつ、遠隔による現物確認の場合のみ、電子媒体の航空日誌に電子署名を行うこと等が想定されますが、適切な航空日誌の署名、管理等を行う必要があり、その具体的な方法については、事業者の体制等に応じて変わりうるため、個別に調整する必要があります。	無
	航空法施行規則142条には以下の事項を搭載用航空日誌に記載することになっています。 リ　修理、改造又は整備の実施に関する次の記録 （一）　実施の年月日及び場所 （二）　実施の理由、箇所及び交換部品名 （三）　確認年月日及び確認を行つた者の署名又は記名押印 「場所」とは「整備作業を実施した場所」なのか、「確認を実施した場所」なのか、どちらの場所を記載するのでしょうか。 （認定事業場A所属の確認主任者が、認定事業場Bで実施された整備作業を、認定事業場Aにおいて遠隔で確認した場合、航空日誌にはどちらの事業場名を記載するのでしょうか。）	「実施の場所」とは、修理、改造又は整備の実施場所を指します。	無

「事業場認定に関する一般方針」の一部改正（案）に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
6	第Ⅳ部4-2(1)　現物確認については現地で行うことを原則とするが、法第19条第１項又は法第19条の2の確認であって、現地における現物確認と同等の確認を遠隔で実施できると認められるものは、現物確認を遠隔で行ってもよい。 今回の通達改正では、「現地における現物確認と同等の確認」との規定のみで、必ずしもリアルタイムでの対応は求められておらず、写真や動画等を用いた確認も現物確認に含まれるものと解釈できる内容となっています。 一方、「遠隔地からの領収検査および監査等の実施指針」を定めたサーキュラーNo.6-019では、「原則リアルタイムでの実施」が求められており、写真や動画を活用した検査・監査については、書類検査・書類監査として整理するとされており、実地検査・実地監査としては取り扱えない状況です。 このように、今回の通達改正とサーキュラーNo.6-019との間で取扱いに齟齬が生じており、本通達に基づいて業務規程を変更する場合、その解釈をめぐって混乱を招くおそれがあります。 したがって、通達改正の内容に即した形でサーキュラーNo.6-019を見直すか、あるいは本通達において、写真や動画等を用いた確認も現物確認に該当する旨を明記する必要があると考えます。	リアルタイムでの確認でなければ、「現地における現物確認と同等の確認」には該当しません。 このため、6-019との間で取扱いに齟齬は生じないと考えています。 また、上記の旨を明記するよう修正しました。	有
7	遠隔による現物確認については、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」の最終とりまとめに基づくガイドラインの制定が見込まれるが、本通達では当該ガイドラインについて明記されていないため、当該ガイドラインを参考に調整を行ってよいのか不明確になることが懸念される。 ここで、無人航空機の認証に関わるサーキュラー8-001や8-002では、関連するガイドラインである「無人航空機の型式認証等取得のためのガイドライン」が航空安全情報管理・提供システム（ASIMS）でサーキュラーと一緒に公開されており、無人航空機の認証に係る調整を行う際にガイドラインが参考となることが明確である。 従って、今般制定が見込まれるガイドラインについても、無人航空機に係るガイドラインと平仄を合わせ、ASIMSで公開いただきたい。	遠隔による現物確認に関するガイドラインについて、今後制定した場合には公開を検討いたします。	無
	遠隔による現物確認の対象とする整備作業について業務規程に規定する際は、具体の整備作業ごとに検証が必要となる見込みであると承知しているが、本通達ではその粒度については規定されていない。 遠隔による現物確認の実施にあたっては、あくまでも各認定事業場の品質管理制度を踏まえて対象作業を定める必要があると理解するところ、その粒度は例えば、サーキュラー3-001別表で例示されている作業の粒度を参考とすることで差し支えないか？	遠隔による確認の導入に当たっては、予め、対象整備作業について、現地において現物確認する場合と同等の確認を遠隔で実施できるかに関する検証を行っていただくことを想定しているところ、その粒度について、サーキュラーNo.3-001の別表で例示されている作業の粒度は均一でないため、一概に回答することは困難ですが、原則として、個別の整備作業ごとに検証を行っていただくことを考えています。	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。